

ROVに関する資格制度の検討

令和6年2月

総合政策局海洋政策課

ROVに資格制度は必要か？

- 「次モビ」の中でも、ROVは社会に浸透しつつある
 - R3d～R5dの実証実験18件のうち、11件でROV使用
- 一方で、ROVの国家資格制度は現在存在しない
- 国家資格のニーズはあるか？
 - 作業者本人：技能に応じた待遇がほしい
 - 工事発注者：工事の質を担保したい
 - 工事受注者：技能のある作業者を雇いたい

- 「空のドローン」の資格制度と比べると：
 - 例えば、テロにも使われ得るポテンシャルがある
 - 一方で、ROVにはそのような危険が想定されるか？
- 【参考】「空のドローン」規制概要
 - 有人地帯での目視外飛行には、一等の技能証明が必要
 - それ以外の特定飛行には、技能証明か個別手続が必要
 - 特定飛行：目視外飛行や危険物輸送などは要承認
 - 空港周辺や人口集中地区上空などの飛行は要許可
 - 特定飛行以外の飛行には、規制なし

⇒義務を課すような資格制度の要否は？

参考:いわゆる免許制度の比較表

(文責:総合政策局海洋政策課)

モビリティ	速力	移動範囲	重量	運搬能力	隠密性	使用場所	有人か?
空の ドローン	高速	電波の 届く範囲	軽い	ある	ある	第三者上空 を含む	無人
ROV	低速	ケーブルの 届く範囲	軽い <small>※1tを超える大型の 機器もあり</small>	ない	ない	海中	無人
ミニ ボート	低速	広い	軽い	ある	ない	海上	無人/有人
小型船舶	高速	広い	重い	ある	ない	海上	有人
自動車	高速	広い	重い	ある	ない	市街地 を含む	有人

- 「後援」方式：
 - 例：実用英語技能検定、家庭料理技能検定
 - 文部科学省が後援名義を与えているもの
- 「任意の登録制度」方式：
 - 例：旧賃貸不動産経営管理士
 - 任意の事業者登録制度の中で必置資格とされていたもの
- 国家試験方式
 - 例：情報処理技術者試験、技能検定
 - 法律に基づき実施団体が実施しているもの

- 厚生労働省の制度
 - 目的: 技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ること
- 職種は随時見直され、令和5年3月現在131職種
 - 条件: 検定すべき技能及び知識が、企業横断的・業界標準的な普遍性を有するものであること 等
- 一部の職種については、民間団体が実施
 - 例: ファイナンシャル・プランニング、ウェブデザイン
 - 令和4年には民間団体実施の「眼鏡製作」が追加